



姫路市立勝原小学校
いじめ防止基本方針

平成26年9月策定

生活指導委員会

(令和6年4月改定)

学校いじめ防止基本方針

姫路市立勝原小学校

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、全ての児童に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指さなければならない。
- いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを大人や児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、全ての大人や児童がいじめを認識しながら放置することが決してないようすることを目指さなければならない。
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校・家庭・地域社会その他の関係者の連携の下、校区住民総がかりでいじめの問題を克服することを目指さなければならない。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）（以下「法」）第 2 条

- (1) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。ただし、いじめを受けた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童本人や周辺の状況を客観的に確認することを排除するものではない。
- (3) いじめの認知は、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- (4) いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われている問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- (8) いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (9) いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- (10) いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

3 いじめの防止等に関する学校の取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

(1) 学校いじめ防止基本方針

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容について実効性を持つよう、具体的な実施計画や実施体制を定める。

(2) いじめ対応チーム等の校内組織

法第 22 条に基づき、学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等のための組織を設置する。

ア 構成

校長、教頭、生徒指導担当、道徳・人権教育担当、学年担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他の必要な関係者

別添資料 I 校内指導体制及び関係機関

イ 具体的役割

- (a) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- (b) 具体的で実効性のある校内研修の企画
- (c) 実態把握や情報収集を目的とした取組
- (d) いじめに係る情報を認知した際の組織的な対応
- (e) 事実関係の把握といじめか否かの判断

- (f) いじめを受けた児童に対する支援・いじめを行った児童に対する指導の体制・対応方針の決定
 - (g) 保護者や地域社会への情報提供
 - (h) 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し
- (3) 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価する。

2 未然防止

(1) 学校の全教育活動を通じた豊かな心の育成

未来を担う児童に、希望と勇気を持ってやりぬく心、他者を思いやり温かく接する心、生命と人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性と社会性を育てる。

(2) 自尊感情・自己有用感の育成

学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供する。さらに、児童の自己有用感の高揚を図るとともに、児童の自己肯定感を高め、健全な自尊感情を形成するよう努める。

(3) 確かな学力の育成

ア 学習指導要領に基づき、学校や地域の実態及び児童の心身の発達段階や特性等を考慮した適切な教育課程を編成し、主体的・対話的で深い学びにより、児童一人一人が成就感や達成感を味わえるような授業の充実に努める。

イ 「わかる授業」の展開を推進するために、教師一人一人が積極的に授業改善に取り組むとともに、個の能力・特性に応じた学びや児童同士での協働的な学びの充実に努める。

ウ 体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達段階に応じた指導を通して、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、学習の基盤を構築する。

(4) 小中一貫教育の推進

「姫路市の進める小中一貫教育」の冊子を活用し、小中学校の教職員の協働により、適時性を踏まえた一貫性・連続性のある指導を通して、「学力の向上」と「人間関係力の育成」を図る。また、地域資源（人・環境・文化）を教育活動と結びつけ、地域社会で子供を育成する取組を進める。

(5) 異校種間連携の推進

幼稚園等と小学校間や小・中・高等学校の連携により、配慮を要する児童の情報を引き継ぎ、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有を図る。

(6) 校内研修の充実

「いじめ対応マニュアル」等を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対処について、教

職員の共通理解と対応能力の向上を図る。また、スクールカウンセラー等による研修を実施し、児童理解を深める。

なお、体罰は、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの誘因にもなり得るため、「No!体罰」（兵庫県教育委員会作成）等を活用した研修を実施する。

別添資料Ⅱ 年間指導計画

(7) 指導上の注意

学校として配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

3 早期発見

(1) 児童の実態把握

少なくとも学期に 1 回のアンケート調査と教育相談や、個人ノート・生活ノート・日記、家庭訪問等を通して、日常的に児童の様子を把握するとともに、スクールカウンセラーや養護教諭等との連携を綿密にし、いじめの兆候をいち早く察知し、いじめを積極的に認知する取組を進める。アンケート調査の実施にあたっては、記名・無記名、又は選択・併用等の他、生活実態調査に含めるなど、児童が記入しやすい形態で実施する。

別添資料Ⅲ チェックリスト

(2) 相談しやすい環境づくり

スクールカウンセラーと連携してカウンセリングルームを充実させるとともに、メンタルルームや保健室等を活用し、児童が心を開いて相談しやすい環境を整備する。また、教職員は常に共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするとともに、スクールカウンセラーや養護教諭との情報連携を進める。

ア スクールカウンセラーの活用

児童や保護者にカウンセリングを実施し、児童の不安の軽減や保護者の児童理解の深化を図る。

イ 養護教諭との連携

養護教諭は、問題を抱えている児童と保健室で関わることが多い。そこで、養護教諭が、担任やスクールカウンセラー、生活指導委員会等の校内組織との連携を日常的に行える仕組みづくりを進める。

ウ スクールソーシャルワーカー等の活用

学校だけでは解決が困難な事案について、スクールソーシャルワーカー等を活用して専門的・多角的な支援を行う。

4 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、法第 23 条第 1 項に基づき、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優

先に迅速な指導を行い、問題の解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。そこで、学校の教職員がいじめの情報を得た時には、迅速にいじめ対応チームに報告し、以下の点に留意して組織的に対応しなければならない。

別添資料Ⅳ 組織的対応

(1) 正確な事実把握

ア 当事者双方及び周りの児童から個々に聴き取りを行い、詳細に記録を取る。

イ 関係教職員と情報を共有し、事実を正確に把握するとともに、いじめであるか否かの判断を行う。

(2) 指導体制及び方針の決定

ア 指導のねらいを明確にする。

イ 全ての教職員の共通理解を図る。

ウ 対応する教職員の役割分担を行う。

エ 教育委員会や関係機関との連携を図る。

(3) 児童への指導・支援

ア いじめを受けた児童や、情報を提供した児童を保護し、心配や不安を取り除く。

イ いじめを行った児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは、決して許されない行為である」という厳しい指導を行うとともに、人間的成長につながるような働きかけを行う。

ウ いじめを行った児童といじめを受けた児童との関係修復の場を設定する。

エ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

オ いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

(4) 保護者との連携

ア いじめを受けた児童の保護者

面談により、具体的な事実を伝えるとともに、保護者の気持ちを共感的に受け止め、今後の対応について協議を行う。

イ いじめを行った児童の保護者

面談により、学校の調査で明らかになった事実関係や相手の児童、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。

(5) 事後の対応

ア スクールカウンセラー等や姫路市立総合教育センターでの相談等を通して、いじめを受けた児童の心のケアを図る。

イ いじめを受けた児童の不安感がなくなるまで継続した見守りを行う。

ウ 心の教育の充実を図り、児童の自尊感情や自己有用感の向上を図るとともに誰もが大切にされる学級・学年・学校経営を行う。

エ 関係児童や保護者も交えた関係修復に向けて取り組む。

オ いじめを行った児童の状況に応じ、関係機関との適切な連携を進める。

(6) いじめの解消

単に謝罪をもって安易に解消とせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認する。

ア 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。

イ いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

教職員は、インターネットや携帯電話等の危険性（匿名性・被害の回復の難しさ・疎外の受けやすさ等）を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについてSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図る。さらに、学校は、保護者と連携し、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている児童が発するSOSを見逃すことなく、目が行き届きにくいネット上のいじめの早期発見に努める。

インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合は、資料・証拠の確保、児童からの聴き取り、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応する。

6 家庭や地域社会との連携 家庭や地域社会との連携

(1) 家庭や地域社会への啓発

保護者会や地域社会の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を積極的に設ける。その際に、いじめの問題性や家庭教育の大切さについて理解の促進を図る。また、ホームページや学校だより等に学校いじめ防止基本方針を掲載するとともに、相談窓口や連絡体制の周知を図る。

(2) 家庭や地域社会からの協力

多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるよう、PTAや地域団体とのネットワークづくりを行うとともに、地域における「子ども見守り活動」やスクールヘルパー等の協力体制を構築する。

7 関係機関との連携

(1) 警察との連携

管理職や生徒指導担当教員等を中心に、所轄警察署等において日頃から学校や地域の状況の情報交換を行う。また、刑罰法規に抵触するいじめや児童の生命・身体の安全がおびやかされている場合については、早期に警察に通報する

とともにこども家庭センター等の協力を得る。

(2) 福祉機関との連携

いじめの問題の背景として養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、こども支援課、こども家庭センターや民生委員・児童委員等の協力を得る。

(3) 法務局との連携

「子どもの人権110番」をはじめ、法務局人権相談窓口等の周知を図る。

(4) 医療機関との連携

いじめを受けた児童の外傷及び心的外傷が認められる場合は、積極的に学校医や医療機関との連携を行う。

4 重大事態への対処 重大事態への対処

1 重大事態の意味 重大事態の意味

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

心身又は財産に重大な被害とは

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・身体に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席するとは

年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※ なお、重大事態への対処にあたっては、いじめを受けた児童やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応することとする。

2 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の報告

学校が重大事態であると判断した場合は、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

(2) 調査主体について

学校から重大事態発生の報告を受けた教育委員会は、その事案についてどのような調査を行うか、どのような調査組織とするかについて判断する。

(3) 調査を行うための組織

ア 学校が主体となる場合

各学校に設置しているいじめ対応チーム等の校内組織を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、「学校いじめ防止基本方針」に従

って調査を行う。

教育委員会からの「学校サポート・スクラムチーム」内「いじめ問題等支援チーム」派遣により、適切な指導、助言、支援を受ける。

イ 教育委員会が主体となる場合

「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。調査を行う委員は、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(4) 調査の実施

当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、学校及び教育委員会は、事実にしっかりと向き合う姿勢が重要である。

ア いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

丁寧な聴き取り調査及び質問紙調査を行う。この際、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

イ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡などにより聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査を実施することが必要である。

ウ 児童の自殺という事態が起こった場合

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考にしながら、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、背景調査を実施する。

(5) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について姫路市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で経過報告に努める。

(6) 調査結果の報告

教育委員会又は学校は、調査結果について市長に報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、当該児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

6 いじめの防止等の検証及び見直し

総合的な検証

この基本方針については、おおむね3年後を目途にいじめ対応チーム、PTA、自治会、有識者等において総合的な検証を行い、その結果に基づき、必要な見直しをする。

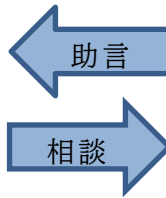
校内指導体制及び関係機関

いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、「いじめ対応チーム」を設置し、総合的ないじめ対策を推進する。

- (1) いじめ防止に係る日常的な取組を組織的・計画的に進める。(未然防止)
- (2) いじめの兆候を発見した時は、法第 23 条第 1 項に基づき、早期に適切な対応をする。(早期発見)
- (3) いじめが認知されたときは、関係機関との連携のもと、迅速かつ適切に対応し、解決を図る。(早期対応)

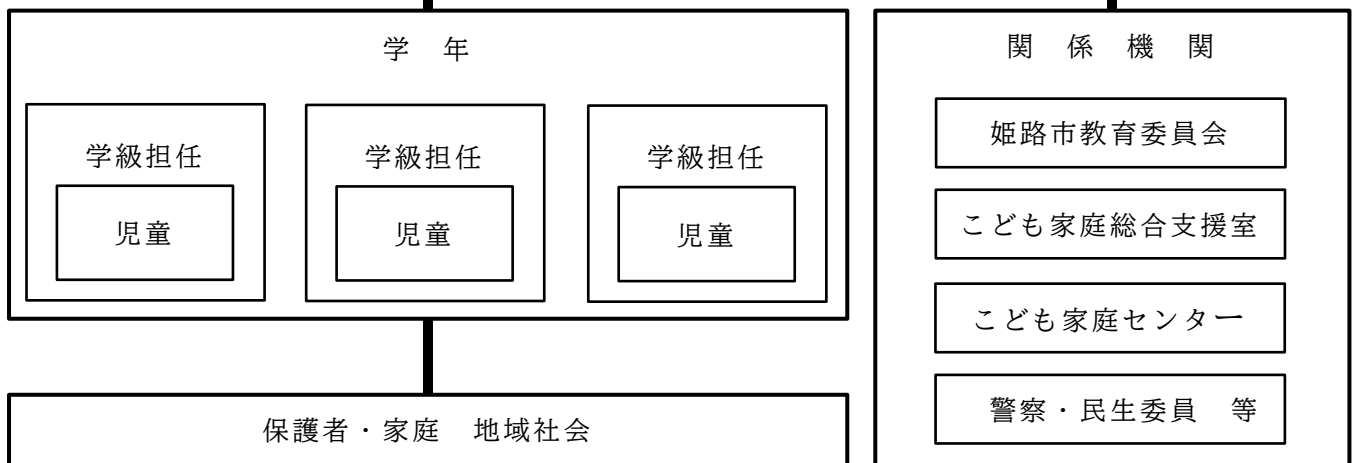
【いじめ対応チーム】

校長 教頭 生徒指導担当 養護
教諭 道徳・人権教育担当 学年
担当 特別支援教育コーディネーター
学級担任(※)
※いじめ事案発生時



スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
保護司 民生委員・児童委員

- ・年間計画の作成と実施
 - ・月 1 回の定例会議における情報交換と検討
 - ・いじめの未然防止活動の計画と実施
 - ・いじめに関するアンケートの実施と検討
 - ・いじめ防止基本方針の点検、見直し
 - ・要配慮児童への支援方針
- ◇いじめ発生時の対応



年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修等	いじめ対応チーム会議① ・年間計画立案 ・職員研修会	いじめ対応チーム会議② ・いじめの有無の確認 と要支援児童への 対応協議 スクールヘルパー会議① ・学校の現状説明と 情報交換	いじめ対応チーム会議③ ・いじめの有無の確認 と要支援児童への 対応協議 第1回学校評議員会 ・学校の現状説明と 議員の助言	いじめ対応チーム会議④ ・いじめの有無の確認 と要支援児童への 対応協議 ・1学期の総括と夏季 休業中の取組	いじめ対応チーム会議⑤ ・小中合同カウンセリ ングマインド研修 ・特別支援教育研修 ・ライフスキル教育 研修 スクールヘルパー会議② ・学校の現状説明と 情報交換	いじめ対応チーム会議⑥ ・いじめの有無の確認 と要支援児童への 対応協議
未然防止に向けた取組	・なかよしデーの実施 ・ライフスキル教育 ・人権の日	・アウトメディアデー の実施 ・なかよしデーの実施 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談	・アウトメディアデー の実施 ・なかよしデーの実施 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談	・アウトメディアデー の実施 ・なかよしデーの実施 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談 ・ネットモラル学習	・アウトメディアデー の実施	・アウトメディアデー の実施 ・なかよしデーの実施 ・お店集会 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談 ・ライフスキル教育
早期発見に向けた取組	・スクールカウンセラ ーによる教育相談 ・ライフスキル教育	・スクールカウンセラ ーによる教育相談	・いじめに関するアン ケート調査 ・アンケートに基づく 面談 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談	・スクールカウンセラ ーによる教育相談		・スクールカウンセラ ーによる教育相談 ・ライフスキル教育

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修等	いじめ対応チーム会議⑦ ・いじめの有無の確認 と要支援児童への 対応協議	いじめ対応チーム会議⑧ ・いじめの有無の確認 と要支援児童への 対応協議	いじめ対応チーム会議⑨ ・いじめの有無の確認 と要支援児童への 対応協議	いじめ対応チーム会議⑩ ・いじめの有無の確認 と要支援児童への 対応協議 スクールヘルパー会議③ ・学校の現状説明と情 報交換	いじめ対応チーム会議⑪ ・いじめの有無の確認 と要支援児童への 対応協議 第2回学校評議員会 ・学校評価をもとに協 議	いじめ対応チーム会議⑫ ・いじめの有無の確認 と要支援児童への 対応協議
未然防止に向けた取組	・アウトメディアデーの 実施 ・なかよしデーの実施 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談 ・人権の日	・アウトメディアデー の実施 ・なかよしデーの実施 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談 ・人権の日	・アウトメディアデーの 実施 ・なかよしデーの実施 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談 ・ネットモラル学習	・アウトメディアデーの 実施 ・なかよしデーの実施 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談 ・ライフスキル教育	・アウトメディアデーの 実施 ・なかよしデーの実施 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談	・アウトメディアデーの 実施 ・なかよしデーの実施 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談 ・人権の日 ・ネットモラル学習
早期発見に向けた取組	・スクールカウンセラ ーによる教育相談	・いじめに関するアン ケート調査 ・アンケートに基づく 面談 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談	・スクールカウンセラ ーによる教育相談	・スクールカウンセラ ーによる教育相談 ・ライフスキル教育	・いじめに関するアン ケート調査 ・アンケートに基づく 面談 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談	・スクールカウンセラ ーによる教育相談

チェックリスト

〈教室〉

- 1 朝、靴箱の靴が乱雑である。また、靴箱に靴が見当たらない。
- 2 掲示物が破れている。黒板や机に落書きがある。
- 3 教室や廊下にごみが多く落ちている。
- 4 机が乱れている。特定の児童の机が離れていたり、中の持ち物が外に出たりしている。

〈集団〉

- 5 グループ分けをすると特定の児童だけが残っている。
- 6 班活動をするとき特定の児童だけ活動を制限されたり阻害されたりしている。
- 7 些細なことでも特定の児童を冷やかしたりする風潮がある。
- 8 特定の児童に気を使っている雰囲気がある。
- 9 クラスやグループの中で周囲の者の顔色をうかがっている児童がいる。
- 10 授業中に、特定の児童に冗談めいた声をかけたり物を投げたりしている。

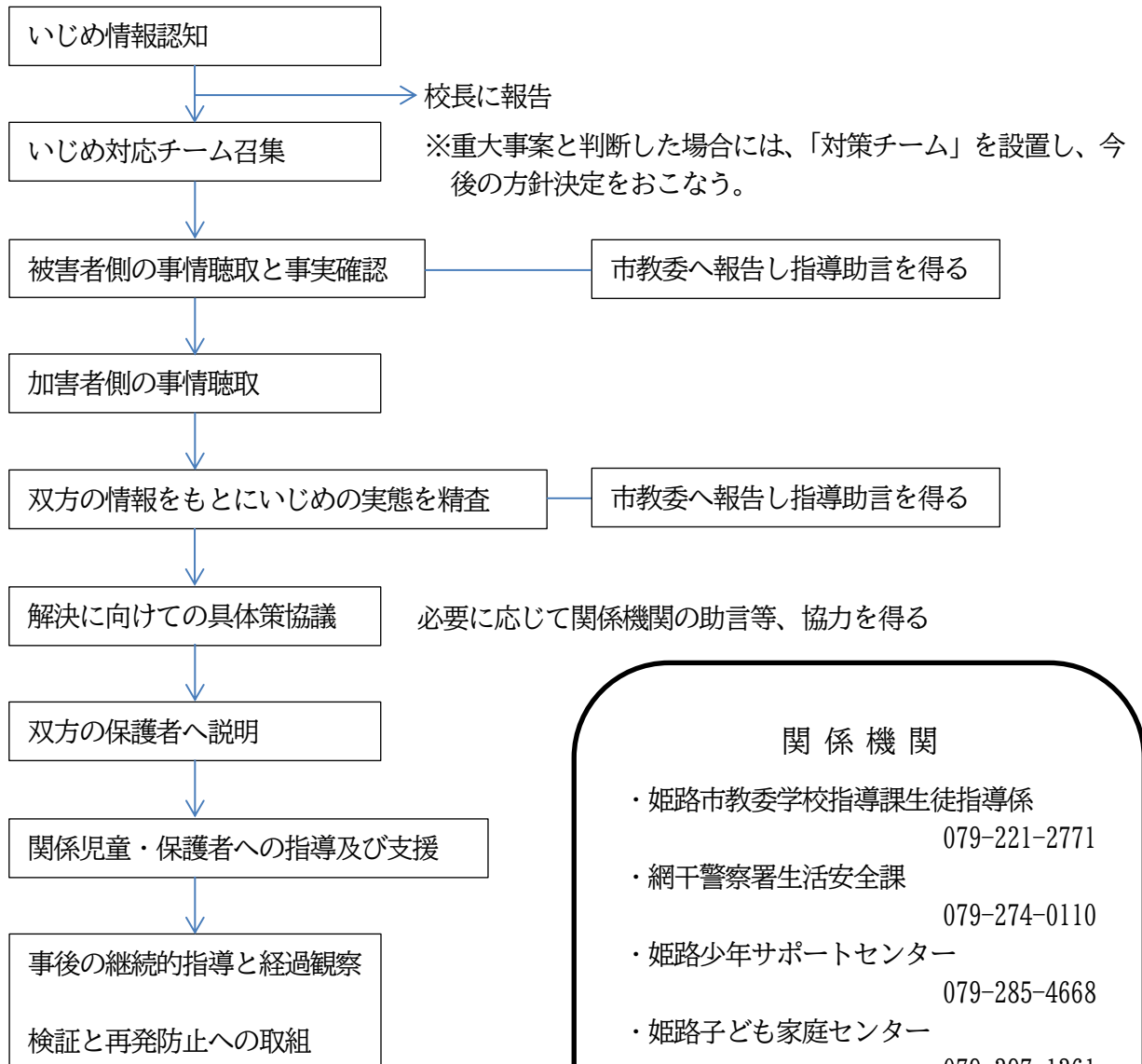
〈いじめられている児童〉

- 11 休み時間一人でいることが多く、ささいなことに敏感に反応する。
- 12 遅刻や欠席、早退が増えてきている。
- 13 体調不良を訴えて保健室に行きたがる。
- 14 他の児童からの悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いをしている。
- 15 人と話すとき視線を合わせようとせず、ふだんから目立たないようにしている。
- 16 いじめアンケートの記述欄に多くの記述をする。
- 17 いじめアンケートを提出しない。
- 18 教職員の近くに寄って来たり、話しかけようとして離れようとししない。
- 19 持ち物や机に落書きなどのいたづらをされる。また、壊されたり隠されたりする。
- 20 靴を違う靴箱に入れられたり隠されたりする。
- 21 給食のおかずを取られたり、無理やり入れられたりする。
- 22 発言すると冷やかされたりからかわれたりする。
- 23 一人だけで掃除をしていたり、ゴミ捨てなどいつも特定の仕事をさせられている。
- 24 服が不自然に汚れていたり、ボタンがとれていたり、破れていたりする。
- 25 身体に傷やあざがある。
- 26 学校にお金を持ってくる。
- 27 けがをすることが多く、その状況と本人の言う理由が一致しない。

〈いじめている児童〉

- 28 教職員によって言動や態度を変える。
- 29 教職員の指導に大声を出して反抗したり、指導を受けずに帰ったりする。
- 30 グループで行動し、他の児童を威嚇したり、指示をしたりする。
- 31 特定の児童だけに強い仲間意識を持っている。
- 32 躊躇なく人の物を使ったり、とりあげたりする。
- 33 活発に活動するが、他の児童に乱雑な言葉を使う。

組 織 的 対 応



関係機関

- ・ 姫路市教委学校指導課生徒指導係
079-221-2771
- ・ 網干警察署生活安全課
079-274-0110
- ・ 姫路少年サポートセンター
079-285-4668
- ・ 姫路子ども家庭センター
079-297-1261
- ・ 県警本部サイバー犯罪対策課
078-341-7441
- ・ 校区の保護司
- ・ 校区の民生委員・児童委員

〈留意点〉

- 1 いじめ事案には、双方に認識のずれや主張の違いがあることが多く、一概に加害・被害を決めることができない場合も少なくない。事情聴取にあたっては、先入観や憶測を排し、十分に言葉を選んで問いかけるなど、慎重に行うことが重要である。
- 2 加害・被害にかかわらず、児童一人一人の人権は等しく尊重されるべきものであるという観点に立ち、守秘義務を徹底することは勿論のこと、事情聴取で得た情報を出す際は、市教委等関係機関と密接に連携し、慎重かつ適切に対応しなければならない。
- 3 マスコミへの対応が必要になった場合は、管理職が誠意をもって対応し、情報提供の機会や場所を一本化するなど、公正、公平に対応しなければならない。